

柏市からの**重要なお知らせ**

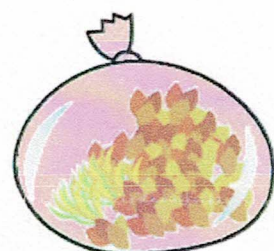
**令和2年10月1日（木）から
旧柏地域では草木ごみは可燃ごみ**

としてお出してください！（旧柏地域＝合併前の柏市域）

旧沼南地域（合併前の沼南町域）は変更ありません

◎ 草木ごみは、他の可燃ごみと一緒に「**可燃ごみ**」の指定ごみ袋に土を落として入れ、週2回の「**可燃ごみ**」の日に出してください。

※草木ごみ用に購入済の袋については、令和2年度内はご利用いただけます。



指定ごみ袋（ピンク色）

◎ 木の枝は直径20cm程度にひもで束ねてそのまま出してください。（トゲのあるものは貼り紙で表示してください。）



〈経緯〉

平成23年の福島第一原発事故以来、草木ごみは焼却することで放射能濃度が高くなるため分別回収を行ってきましたが、このたび、影響が少なくなったことが確認できたため、原発事故以前の分別方法に戻すことになりました。

☆問い合わせ先☆

◆草木ごみ分別解消について

柏市環境部廃棄物政策課

☎04-7167-1140

◆ごみの出しかたについて

柏市環境部環境サービス課

☎04-7167-1139

右記のQRコードからもこの内容をご覧ください。（柏市ホームページ）

